

# 「植竹小学校ゆめプロジェクト基金」運用規程

## 第 1 条 【設置の目的】

さいたま市立植竹小学校（以下「本校」という）の児童の健やかな成長を願い、親と教師との深い連携のもとに、教育環境の充実並びに PTA 活動を推進するため、「植竹小学校ゆめプロジェクト基金」（以下「基金」という）を設置する。

## 第 2 条 【基金の会計】

基金の会計は特別会計とする。

## 第 3 条 【基金の収入】

基金は資源回収・植えるカムうえ竹・アルミ缶回収収入からの繰越金をもってあてる。

## 第 4 条 【管理】

1. 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2. 基金の運用から生ずる収益は、本基金に編入するものとする。

## 第 5 条 【基金の使途】

基金の使途は、「ゆめプロジェクト推進委員会」（以下「委員会」という）において決定する。

## 第 6 条 【委員会】

1. 本委員会は次の委員をもって構成し、出席した委員の過半数をもって決議する。  
委員会は年に一回開催し、書面開催も可とする。
  - (1) P T A 会長
  - (2) 校長
  - (3) ボランティア代表
  - (4) 企画委員会構成メンバー
  - (5) その他 P T A 会長が推薦し、本委員会で認めた者
2. 本会に次の役員をおき、委員長が本会を招集するものとする。
  - (1) 委員長 1 名
  - (2) 副委員長 1 名
3. 本委員会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1) 教育環境の拡充強化に対する助成事業「ゆめプロジェクト」
  - (2) その他基金の目的達成に必要な事業
4. 本委員会の事務局を P T A 本部に置く。

## 第 7 条 【報告】

当該基金の存続している間、毎年度 P T A 総会へ、その運用・処分等の実績について報告しなければならない。

第 8 条 【監査】

監査は、本校PTA会計監査が行うものとする。

第 9 条 【規程改正】

本規程は、委員会の決議により改廃することができる。

本規程は令和 5 年 5 月 9 日より施行する。